

令和4年9月議会 議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
議案第148号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案（第3号）	… 1
2. 条例案	
議案第152号 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案	… 7
3. 一般議案	
議案第160号 福岡市立障がい者就労支援センターに係る指定管理者の指定について	… 8
議案第161号 福岡市立ももち福祉プラザ等に係る指定管理者の指定について	… 10
議案第162号 福岡市立中央障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について	… 13

福 祉 局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第 148 号 令和 4 年度福岡市一般会計補正予算案 (第 3 号)

総 括

歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(19) 国庫支出金	81,302,931	784,381	82,087,312
(25) 諸収入	1,334,475	14,986	1,349,461
その他 (本補正外)	12,989,986	—	12,989,986
歳 入 合 計	95,627,392	799,367	96,426,759

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(4) 保 健 福 祉 費	157,360,178	1,616,378	799,367
歳 出 合 計	157,360,178	1,616,378	799,367

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
		特定財源	一般財源
一般財源			
817,011	158,976,556	96,426,759	62,549,797
817,011	158,976,556	96,426,759	62,549,797

議案第 148 号 令和 4 年度福岡市一般会計補正予算案 (第 3 号)

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P10 } P11	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	4,973,582	316,042 [関連歳入 (19) 国庫支出金 316,042 社会福祉費 補助金]	5,289,624
P12 } P13		3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	6,636,906	1,109,703 [関連歳入 (19) 国庫支出金 380,516 感染症対策費 負担金]	7,746,609

説 明

生活困窮者自立支援法関連経費の追加

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援金の申請期限延長に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
役務費	1,978	256	2,234
委託料	310,279	17,538	327,817
使用料及び賃借料[土地家屋借上料]	274	137	411
使用料及び賃借料[借損料]	1,160	230	1,390
負担金、補助及び交付金[共益費負担金]	12	6	18
扶助費	1,006,313	297,875	1,304,188
その他の経費（本補正外）	2,038	—	2,038
計	1,322,054	316,042	1,638,096

その他の経費の追加

新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
報償費	30,925	348,670	379,595
委託料	935,519	761,033	1,696,552
その他の経費（本補正外）	62,482	—	62,482
計	1,028,926	1,109,703	2,138,629

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P12 ↳ P13	4 保健福祉費	4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	45,261,669	190,633	45,452,302
					[関連歳入] (19) 国庫支出金 8,062 障がい福祉費 補助金	
					[関連歳入] (25) 諸収入 14,986 その他の雑入	
					[関連歳入] (19) 国庫支出金 79,761 感染症対策費 負担金	
その他(本補正外)				100,488,021	—	100,488,021
歳出合計				157,360,178	1,616,378	158,976,556

説 明

1. 自立支援給付の追加 16,125

その他の事業

障がい福祉サービスシステム改修に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	88,579	16,125	104,704
その他の経費（本補正外）	731,448	—	731,448
計	820,027	16,125	836,152

2. 市立障がい者施設運営等経費の追加 14,986

障がい者スポーツセンター運営

障がい者用運動用具購入に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
物品購入費[機械器具等]	—	14,986	14,986
その他の経費（本補正外）	173,293	—	173,293
計	173,293	14,986	188,279

3. その他の経費の追加 159,522

新型コロナウイルス感染症対策に伴う追加

区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	173,538	159,522	333,060
その他の経費（本補正外）	256,731	—	256,731
計	430,269	159,522	589,791

2. 条例案

議案第 152 号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

高齢者福祉の増進を図るため、飯倉中央老人いこいの家を新設することに伴い、福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

福岡市立老人いこいの家条例（昭和 51 年福岡市条例第 48 号）の別表に次のように加える。

福岡市立飯倉中央老人いこいの家	福岡市早良区飯倉三丁目
-----------------	-------------

3 施行期日

規則で定める日

4 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部が改正部分

旧		新	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡市立西長住老人いこいの家	福岡市南区西長住一丁目	福岡市立西長住老人いこいの家	福岡市南区西長住一丁目
		<u>福岡市立飯倉中央老人いこいの家</u>	<u>福岡市早良区飯倉三丁目</u>

【参考】福岡市立飯倉中央老人いこいの家 位置図



※ 現在地の飯倉公園集会所老人いこいの家は、都市公園法に定める公園集会所として位置付けられており、福岡市立老人いこいの家条例への記載はないが、新設する飯倉中央老人いこいの家は公園外に設置するため、新たに条例に位置づけることとなる。

3. 一般議案

議案第 160 号

福岡市立障がい者就労支援センターに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立障がい者就労支援センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立障がい者就労支援センター（福岡市中央区舞鶴一丁目）

(2) 指定管理者に指定する者

社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

(3) 指定する期間

福岡市立障がい者就労支援センターの供用開始の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※供用開始は、令和 5 年 7 月を予定

3 選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者の就労及びその継続の相談及び支援、就労移行支援等の事業を行う者への支援、企業の障がい者雇用の相談及び支援に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 指定管理者指定の理由（非公募の理由）

福岡市立障がい者就労支援センターは、障がい者への就労支援だけでなく、就労系事業所への支援や民間企業への啓発・助言等を行って行くものであり、この業務を行うには豊富な支援経験や専門的な人材、高い支援ノウハウを有している社会福祉法人福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者として指定するもの

(3) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

- | | | |
|------------|--------|------------------|
| ・学識経験者 | ：松崎 佳子 | （広島国際大学大学院） |
| ・保健福祉施設関係者 | ：木高 徳典 | （福岡県知的障がい者福祉協会） |
| ・地域福祉関係者 | ：永柄 弘子 | （福岡市民生委員児童委員協議会） |
| ・弁護士 | ：鬼塚 恒 | （福岡県弁護士会） |
| ・公認会計士 | ：升永 清朗 | （升永公認会計士事務所） |

(4) 選定経過

- | | |
|----------------|------------------------------|
| ・第 1 回選定・評価委員会 | 令和 3 年 11 月 18 日（公募・非公募の方針） |
| ・第 2 回選定・評価委員会 | 令和 4 年 4 月 7 日（募集要項及び選定基準決定） |
| ・第 3 回選定・評価委員会 | 令和 4 年 6 月 23 日（プレゼン、委員審査） |

(5) 指定管理料（上限額）

令和 5 年度：110,549 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解している。 障がい者への理解、配慮した取組みが示されている。 施設の管理運営への意欲があり、その準備を考えている。
B	各施設の効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50点	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 法人の専門性・先駆性を発揮した取組み、工夫、支援の向上策が示されている。 就労支援機関との連携は図れているか。 研修室の活用等、効率的運営のための工夫がなされている。 施設の維持管理の対応や経費の縮減の内容はどうか。 収支予算書が妥当である。 障がい者事業の十分な実績があるか。
C	各施設の運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の配置がなされている。 職員の研修計画が十分に立てられている。 経済的な安定性、信頼性がみられる。 事故や災害時の対応を考えている。 個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の役割、内容を広く周知するための広報の取組みの内容はどうか
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	12.8点
B	50点	39.8点
C	30点	22.8点
D	5点	3.4点
合計	100点	78.8点

議案第 161 号

福岡市立ももち福祉プラザ等に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立ももち福祉プラザ及び福岡市立早良障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立ももち福祉プラザ（福岡市早良区百道浜一丁目）

福岡市立早良障がい者フレンドホーム（福岡市早良区百道浜一丁目）

(2) 指定管理者に指定する者

社会福祉法人 福岡障害者支援センター

(3) 指定する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

① ももち福祉プラザ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する「就労移行支援」、「就労継続支援（B型）」、「生活介護」、「短期入所」の事業及び地域生活支援事業のうち「日中一時支援」の事業に関する業務並びに施設及び附属設備の管理運営

② 早良障がい者フレンドホーム

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

福岡市内又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり（地方公共団体から委託されて実施している場合も含む。）、かつ現に経営している社会福祉法人で、安全かつ円滑にももち福祉プラザ及び早良障がい者フレンドホームの管理運営ができる法人

① 障害者支援施設を経営する事業

② 障害福祉サービス（ただし、療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援の事業に限る）を経営する事業

(3) 応募者

2 団体

・社会福祉法人 福岡障害者支援センター

・社会福祉法人 野の花学園

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5名

- ・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学大学院)
- ・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)
- ・地域福祉関係者 : 永柄 弘子 (福岡市民生委員児童委員協議会)
- ・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)
- ・公認会計士 : 升永 清朗 (升永公認会計士事務所)

(5) 募集・選定経過

- ・第1回選定・評価委員会 令和3年11月18日 (公募・非公募の方針)
- ・第2回選定・評価委員会 令和4年4月7日 (募集要項及び選定基準決定)
- ・募集要項配付期間 令和4年4月22日から6月8日まで
- ・申請受付期間 令和4年5月30日から6月8日まで
- ・第3回選定・評価委員会 令和4年6月23日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

- ① ももち福祉プラザ
令和5年度：23,172千円
- ② 早良障がい者フレンドホーム
令和5年度：47,398千円

4 選定結果

(1) 審査基準

① ももち福祉プラザ

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的を理解している。 ・利用者である障がい者への理解、配慮した取組みを考えている。 ・施設の管理運営への意欲があり、その管理運営体制を考えている。
B	ももち福祉プラザの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上策を考えている。 ・強度行動障がい者に関する具体的な支援策を示している。 ・障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 ・収支予算書が妥当であり、効率的運営のための工夫がなされている。 ・障がい者事業への実績がある。
C	ももち福祉プラザの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 ・経済的な安定性、信頼性がみられる。 ・施設の維持管理の対応を考えている。 ・事故や災害時の対応を考えている。 ・個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設や地域との交流等への取組姿勢がみられる。
合計		100点	

② 早良障がい者フレンドホーム

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解している。 利用者である障がい者への理解、配慮した取組みを考えている。 施設の管理運営への意欲があり、その管理運営体制を考えている。
B	早良障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50点	<ul style="list-style-type: none"> 文化教室や更生相談についてサービスの充実策を考えている。 障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 収支予算書が妥当であり、経費節減のための工夫がなされている。
C	早良障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 経済的な安定性、信頼性がみられる。 施設の維持管理の対応を考えている。 事故や災害時の対応を考えている。 個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取組姿勢がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人福岡障害者支援センターを指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

① ももち福祉プラザ

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点	
		福岡障害者支援センター	野の花学園
A	15点	12.4点	12.4点
B	50点	38.6点	37.8点
C	30点	23.8点	23.4点
D	5点	3.6点	3.8点
合計	100点	78.4点	77.4点

② 早良障がい者フレンドホーム

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点	
		福岡障害者支援センター	野の花学園
A	15点	11.8点	12.4点
B	50点	36.2点	34.8点
C	30点	23.6点	22.8点
D	5点	3.6点	3.8点
合計	100点	75.2点	73.8点

議案第 162 号

福岡市立中央障がい者フレンドホームに係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立中央障がい者フレンドホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立中央障がい者フレンドホーム（福岡市中央区舞鶴一丁目）

(2) 指定管理者に指定する者

社会福祉法人 野の花学園

(3) 指定する期間

福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用開始の日から令和 10 年 3 月 31 日まで
※供用開始は、令和 5 年 7 月を予定

3 公募及び選定の概要

(1) 業務の内容

障がい者のための文化教養の講座、研修会及びレクリエーション、更生及び援護の相談等に関する事業の実施並びに施設及び附属設備の管理運営

(2) 応募資格

安全かつ円滑に中央障がい者フレンドホームの管理運営ができる社会福祉法人等の法人

(3) 応募者

1 団体

・社会福祉法人 野の花学園

(4) 福岡市障がい者保健福祉施設指定管理者選定・評価委員会

委員 5 名

- ・学識経験者 : 松崎 佳子 (広島国際大学大学院)
- ・保健福祉施設関係者 : 木高 徳典 (福岡県知的障がい者福祉協会)
- ・地域福祉関係者 : 永柄 弘子 (福岡市民生委員児童委員協議会)
- ・弁護士 : 鬼塚 恒 (福岡県弁護士会)
- ・公認会計士 : 升永 清朗 (升永公認会計士事務所)

(5) 募集・選定経過

- ・第 1 回選定・評価委員会 令和 3 年 11 月 18 日 (公募・非公募の方針)
- ・第 2 回選定・評価委員会 令和 4 年 4 月 7 日 (募集要項及び選定基準決定)
- ・募集要項配付期間 令和 4 年 4 月 22 日から 6 月 8 日まで
- ・申請受付期間 令和 4 年 5 月 30 日から 6 月 8 日まで
- ・第 3 回選定・評価委員会 令和 4 年 6 月 23 日 (応募者プレゼン、委員審査)

(6) 指定管理料 (上限額)

令和 5 年度 : 19,685 千円

4 選定結果

(1) 審査基準

審査項目		配点	審査の主な観点
A	市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	15点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的を理解している。 利用者である障がい者への理解、配慮した取組みを考えている。 施設の管理運営への意欲があり、その管理運営体制を考えている。
B	中央障がい者フレンドホームの効用を十分発揮させるとともに、経費の縮減が図られること	50点	<ul style="list-style-type: none"> 文化教室や更生相談についてサービスの充実策を考えている。 障がい者ニーズを把握した実現性の高い事業計画を考えている。 収支予算書が妥当であり、経費節減のための工夫がなされている。
C	中央障がい者フレンドホームの運営管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	30点	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に必要な職員の採用や配置、研修を計画している。 経済的な安定性、信頼性がみられる。 施設の維持管理の対応を考えている。 事故や災害時の対応を考えている。 個人情報保護と管理対策、苦情処理の対応を考えている。
D	その他	5点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設や地域との交流等への取組姿勢がみられる。
合計		100点	

(2) 選定結果

上記の審査基準により選考した結果、社会福祉法人野の花学園を指定管理者の候補者として適格であると判断し、候補者としたものである。

審査項目	配点	(評点) ※ 選定委員5名の平均点
A	15点	12.2点
B	50点	37.4点
C	30点	23.2点
D	5点	4.2点
合計	100点	77.0点